

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案全体に関する こと	計画の構成、内容については賛同するが、この計画を実効あるものにしていただきたい。	計画の目的を実現するために、関係機関・団体等と連携・協力し、本計画を推進してまいります。	対応2 (既記載)
	行政機関等が行うHPや広報誌等による広報啓発だけでは大きな効果が得られていないと思います。テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミの活用を更に積極的に推進すべきと考えます。更にSNSによる動画やタレント等による交通ルール、マナーの周知啓発も検討できないでしょうか。	現在もHPや広報誌だけでなく、テレビ、ラジオ等を活用した広報啓発活動を行っており、今後も可能な限りあらゆるメディアを活用して広報活動に努めてまいります。	対応2 (既記載)
第1部 道路交通の安全 第1章 道路交通事故のない熊本市を目指して <u>道路交通事故の現状(P9)</u>	事故原因や特徴の分析について、以下の項目のデータはないでしょうか。また、交通事故防止を推進する上では今後ぜひ欲しいデータと考えます。 ・通話中 ・スマホ操作・注視中 ・ワンセグテレビ注視中 ・飲食中	通話中やスマホ操作中の交通事故データは有しておりますが、全国的に同種の事故が発生している踏み間違い事故のデータを挙げております。 事故原因等を分析の上、より効果的な対策を実施し、交通事故の減少を図ってまいります。 (P10 グラフ)	対応3 (説明・理解)
第1部 道路交通の安全 第1章 道路交通事故のない熊本市を目指して <u>交通安全計画における目標(P16)</u>	交通事故重傷者数について、計算上は163人ですが目標なので160人にすべきではないでしょうか。	設定根拠を明確にした目標値としております。 目標達成はもとより「交通事故のない社会」の実現を目指してまいります。(P16)	対応3 (説明・理解)

<p>第1部 道路交通の安全</p> <p>第2章 道路交通の安全 についての対策</p> <p><u>対策の重点</u></p>	<p>今後の更なる高齢化の進展や障がい者の移動圏確保の観点から、歩道のバリアフリー化についての記載をしていただきたい。 （歩道の縦断・横断勾配や仕上げ材料の検討） （中心市街地や地域拠点においては夜間の通行や観光客等の通行も多いことから、特に転倒等の事故防止対策が必要）</p>	<p>主な取り組みとして「ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備」を記載しており、具体的な取り組みとしては、道路交通環境の整備の中で、高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し通行できるよう、平坦性が確保された幅の広い歩道等ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備を推進してまいります。（P17、P28、P36）</p>	<p>対応2 （既記載）</p>
	<p>対策の重点の各項目の末尾の「対策」と「対策の推進」の表現の使い分けの意図は何でしょうか。</p>	<p>末尾の「対策」を「対策の推進」に修正します。 （目次、P21～22）</p>	<p>対応1 （補足修正）</p>
	<p>「②自転車の安全利用の推進」について、「自転車の安全利用及び自転車利用者の安全確保の推進」と追記すべきではないでしょうか。（高齢者や学生の自転車利用者の事故防止、安全対策の観点）</p>	<p>自転車利用者の安全確保は、「自転車の安全利用」に包含しております。（P19）</p>	<p>対応3 （説明・理解）</p>
	<p>自転車の右側通行や歩道での危険な運転「スピード超過等」をよく見かける。自転車の運転マナー向上に向け指導してもらいたい。</p>	<p>小学生から中高校生に対するルール遵守・マナーアップ中心の自転車教室や高齢者の交通安全教育の中で自転車安全利用五則に沿った教育を実施するとともに、各種媒体を活用した広報啓発や自転車安全利用キャンペーンを実施することで、自転車交通安全思想の普及徹底を図ってまいります。（P20、P21）</p>	<p>対応2 （既記載）</p>

	「交通安全思想の普及徹底」に記載してある内容は「交通ルールの遵守とマナーの向上」についての記載ではないでしょうか。	上位計画である国の「第11次交通安全基本計画」や県の「第11次熊本県交通安全計画」と同様の記載となっております。	対応3 (説明・理解)
	<p>主な取り組みの中に、「中学生高校生の自転車ルールやマナー教育」など中学高校生の教育についての追加をご検討ください。</p> <p>(右側通行や信号無視、歩道通行時の高速走行、並列走行などが危険な自転車利用が多い)</p>	「中学生高校生の自転車ルールやマナー教育」は、「幼児から高齢者に至るまでの段階的な交通安全教育の推進」に包含しています。(P21)	対応3 (説明・理解)
	本文及び主な取り組みの中にスマホ操作・注視、通話等危険行為の根絶を追加できないでしょうか。	スマホ操作・注視、通話等危険行為については、交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反として、交通指導取締りを推進します。(P70)	対応2 (既記載)
	「きめ細やかな」は「きめ細かな」が正しいのではないのでしょうか。	ご意見のとおりします。 (目次及びP23)	対応1 (補足修正)
<p>第1部 道路交通の安全</p> <p>第2章 道路交通の安全 についての対策</p> <p><u>道路交通環境の 整備</u></p>	<p>小さい子どもがおり、ベビーカーを押したり、手をつないで歩く場面が多いため、安心して通れる空間にしていきたいです。</p> <p>車との距離が近かったり、段差でベビーカーが止まったりする箇所がまだまだ多いのでぜひお願いしたいです。</p>	<p>全ての人々が安全で安心して通行できる環境を確保することが交通事故の減少につながると考えていることから、歩行空間のユニバーサルデザイン化を推進することとしており、道路状況に応じて、幅の広い歩道の整備や歩道の段差、傾斜、勾配の改善等に努めてまいります。(P17、P28、P36)</p>	対応2 (既記載)

	<p>子どもたちが安心して通行できる道路の確保。</p> <p>横断歩道・一方通行の標示・右折左折禁止の路面標示等消えかかっており分かりにくい。ドライバーからすぐ分かるようなカラー舗装等の対策が欲しい。</p>	<p>子どもたちが普段通る通学路における安全確保については、定期的な合同点検の実施や、路肩のカラー舗装、歩道整備等を積極的に推進してまいります。（P17、P28）</p> <p>また、横断歩道等の路面標示については、破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう警察と連携し効果的かつ適切な管理を行ってまいります。（P34）</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
	<p>歩道空間については記載内容に加え、仕上げ材料の検討を追加できないでしょうか。（車両乗り入れや経年劣化等により舗装材料の浮きや剥がれが多いため、路盤の構造や貼り付け材料の選定、滑りにくい材料選定等が必要）</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
	<p>歩道を通行する人が建物を利用する時に歩道と建物の段差により、特に車いす等での利用が制限されているケースもあることから、道路改修時の仕上高さ、建築確認時の出入口と歩道の高さについて指導や助言ができるような方法を検討していただけないでしょうか。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
	<p>特に中心市街地では歩道上の移動式看板や電柱が歩道通行の支障となり、車いす利用者は一度車道に降りなければならず、非常に危険である。電線地中化や移動看板設置者への指導強化や指導に応じない場合の罰則や移動看板から建物への工作物設置等の推進を図っていただきたい。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
	<p>横断歩道のバリアフリー対応型信号機の押し釦について、</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>

	<p>車いす利用者が歩道平坦部で確実に押せるようなボタン設置が必要（斜面でしか押せない箇所の解消）</p>		
	<p>横断歩道や交差点においては、樹木や構造物によって子供や高齢者、車いす利用者が運転者等から視認しづらい状況を解消するよう対策を講じる必要があると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「1 道路交通環境の整備」- 「(3) 幹線道路における交通安全対策の推進」- 「ア事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進」- 「(イ) 事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で今後蓄積していく対策効果データを活用しながら、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。」を「(イ) 事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で今後蓄積していく対策効果データを活用しながら、交差点の視認性確保など事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。」に変更します。(P30)</p>	<p>対応1 (補足修正)</p>
	<p>危険運転防止の対応から国が定める標識等設置部材の他に県、市で独自の特色のある表示周知板、警報告知部材を新設し、危険箇所等に設置して事故を未然に防止する。</p>	<p>生活道路においては、道路標識の高輝度化、必要に応じた大型化・可変性・自発光化、表示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進することとしており、ご意見については、具体的な事業の提案として、参考にさせていただきます。(P28)</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
	<p>自転車が軽車両であり、一方通行規制対象になることを認識できるように、一方通行規制除外道路について、「自転車除く」等の補助標識の設置を徹底していただきたい。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>

	<p>災害時、特に地震時には道路通行を確保するためには沿道の建築物やブロック塀の倒壊、崖崩れ等を防止することが必要であると考えます。</p> <p>災害時の道路空間の通行確保のため沿道の建築物・塀、崖等の耐震化、地震対策が必要なことを追加記述できないでしょうか。</p>	<p>災害時の道路通行の確保のための耐震化、地震対策については、「熊本市建築物耐震改修促進計画」で対応しております。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
	<p>近い将来の電気自動車の普及を見据えて駐車場に充電設備を設置することを前提とした駐車場に整備について検討をスタートすべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
	<p>付置義務台数について車いす駐車場の台数増加の検討をお願いしたい。</p> <p>(自動運転技術などの普及により、今後、より多くの車いす利用者が運転する車が増加する可能性があると思います)</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
<p>第1部 道路交通の安全</p> <p>第2章 道路交通の安全 についての対策</p> <p><u>交通安全思想の普及徹底</u></p>	<p>中高生特に部活等での行き帰り、並列走行、右側通行(特に車道外側線)、信号無視、スマホ使用等が多く見受けられるため、学校での交通ルール、マナーの徹底と違反生徒への指導の徹底が必要。</p> <p>(現状から一歩踏み込んだ指導や場合によっては自転車利用の一時規制等の対策が必要と思います。)</p>	<p>中高生に対するルール遵守・マナーアップ中心の自転車教室の中で自転車安全利用五則に沿った教育を実施するとともに、各種媒体を活用した広報啓発や自転車安全利用キャンペーンを実施することで、自転車交通安全思想の普及徹底を図ってまいります。(P20、P21)</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
	<p>教育だけでは解決が難しいと思います。免許取得時の実技や学科試験レベルの高度化、免許更新時の更新試験導入等の</p>	<p>運転者に対する各種講習を通じ、スマホ操作・注視、通話等のいわゆる「ながら運転」の禁止について周知徹底を図っ</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>

	<p>検討が必要と考えます。（特に通勤時間帯に渋滞時にスマホ操作、ワンセグテレビやスマホ画面の注視する運転者がかなり存在する。）</p>	<p>ておりますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	
	<p>市、地区交通指導員協議会を含む関係諸団体と共同の上、参加団体合同の飲酒運転防止運動をはじめ、あらゆる危険防止活動を積極的に実施し、一般市民等への啓発を行う。</p>	<p>関係機関・団体をはじめ、地域・企業等が相互に連携して交通安全運動を組織的・継続的に実施することで交通安全思想の普及・浸透を図ってまいります。（P51）</p>	<p>対応2 （既記載）</p>
	<p>信号機のない横断歩道において手を上げない歩行者に対して車が一時停止しない状況です。歩行者は手を上げて「渡ります」、ドライバーは手を前に「どうぞ」と意思表示し「手前運動」を実施しましょう。</p>	<p>人優先の交通安全思想のもと、運転者に対しては横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、運転者教育や交通指導取締り等を推進するとともに、歩行者に対しては、運転者に横断する意思を明確に伝え（手を上げる・手を前に出すなど）、自らの安全を守る交通行動を促すための交通安全教育等を推進し、交通ルール順守、マナー向上に努めてまいります。（P17、P51、P52）</p>	<p>対応2 （既記載）</p>
	<p>信号機のある横断は信号機が青になってから必ず手を上げてわたる。 運転手の目を見ながら手を上げてわたる。 わたる意思を運転手にアピールすること。その為には手を上げること。 小中学校に対し、横断時には必ず手を上げてわたるよう指導していただきたい。 熊本市民全体で手を上げての運動をしていただきたい。</p>	<p>運転者に横断歩道を渡る意思を明確に伝え（手を上げる・手を前に出すなど）、自らの安全を守る交通行動を促すための交通安全教育を推進するとともに、春秋の全国交通安全運動における広報啓発活動により、交通ルール順守、マナー向上につなげてまいります。（P52）</p>	<p>対応2 （既記載）</p>

	<p>現交通指導員を核として、市・町・校区ごとに、一般市民、児童、幼児等に対し安全教育の充実を徹底して実行し、更に安全活動要員の増員も行い、通学道路を含む危険箇所への人的配置を増やして一般市民への啓発活動を確立する。</p>	<p>幼児から高齢者に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を、警察、学校、関係機関、団体と連携を取りながら実施し、交通安全普及活動を推進してまいります。(P46)</p> <p>また、交通安全は、地域住民の交通安全意識により支えられていることから、交通安全リーダー研修会等の開催により地域の交通事故防止推進のためのリーダーを育成するなど、住民の参加・協働を進めてまいります。(P55)</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
<p>第1部 道路交通の安全</p> <p>第2章 道路交通の安全 についての対策</p>	<p>免許取得時の実技や学科試験の高度化、免許更新時の更新試験導入等の検討が必要と考えます。(違反が多い交通法規やマナーについての重点講習)</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。(P60)</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
<p>安全運転の確保</p>	<p>「関係者の協力を得ながら、損害賠償責任保険等への加入を促進します。」とありますが「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されたことから表現を改めるべきと考えます。(「義務化された損害賠償保険の100%加入を目指します」など)</p>	<p>県条例の施行に伴い、本市においても条例を改正し、自転車損害賠償責任保険等につきましては、広報活動等により、すべての自転車利用者に対して加入促進を図ってまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
<p>第1部 道路交通の安全</p> <p>第2章 道路交通の安全 についての対策</p>	<p>今なお飲酒運転による悲惨な事故が発生しているにもかかわらず飲酒運転が無くならない。飲酒運転撲滅のため徹底した対策を講じてもらいたい。</p>	<p>運転者教育の実施や広報啓発活動を推進するとともに、悪質性・危険性の高い飲酒運転等に重点を置いた交通指導取締りを推進することで、飲酒運転の根絶を図ってまいります。(P70)</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
<p>道路交通秩序の維持</p>	<p>交通安全運動期間中などにおいて自転車等への更なる指導・警告の徹底が必要と考えます。 (横断歩道での信号無視や、歩行者専用信号での自転車に乗</p>	<p>春・秋の全国交通安全運動期間中の広報啓発活動、「自転車安全利用の日」のアーケード内乗り入れ禁止や繁華街における「押しチャリ運動」等を、関係機関・団体をはじめ地域・企</p>	<p>対応2 (既記載)</p>

	車したままの走行、右折禁止交差点での二輪車の 2 段階右折等について警察官が注意警告しないケースを多々見かけます)	業等が相互に連携して実施してまいります。 また違反者に対しては、積極的に指導警告を行ってまいります。(P20、P70)	
第 1 部 道路交通の安全 第 2 章 道路交通の安全 についての対策 <u>調査研究の充実</u>	「道路交通の安全に関する調査研究の推進」や「道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化」について総論的な表現だけでなく、具体的な取組事例は記載できないでしょうか。 (高齢者の運動特性や子供の視点(身長が低い)での事故発生への影響や、街路樹や道路上構造物の事故への影響など) (通話、スマホ操作、スマホやワンセグテレビ画面注視の事故発生への影響) (自転車の右側通行と左側通行の事故重症化や死亡リスクの比較) (具体的な数値を示すことで交通ルールやマナーを守らないことによる事故発生、重症化、死亡リスクを認識してもらうことが事故防止に繋がると思います。)	計画は施策の大綱であることから個別具体的な事例は記載しておりませんが、道路状況や地域性などの諸要因を分析の上、効果的な対策を講じ、交通事故の減少を図ってまいります。(P82)	対応 3 (説明・理解)
第 2 部 鉄道交通の安全 <u>全体に関すること</u>	最近の車両内での放火や殺傷事件を考えると、バスも含めた公共交通機関の安全運行について、不審者対応や事件発生への対応マニュアルの整備などについて計画の中で触れておくべきと考えます。	本計画は、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成するものです。 ご意見の犯罪等の防止や被害軽減に資する取り組み等につきましては、各鉄道及び交通事業管理者が作成している緊急(非常)事態発生時の対応マニュアルで対応しております。	対応 5 (その他)